

FASF の各組織の長のご挨拶

- 理事長就任にあたって 8

公益財団法人財務会計基準機構 理事長 はやしだ えいじ 林田 英治
- 理事長退任にあたって 10

公益財団法人財務会計基準機構 前理事長 かま かつあき 釜 和明
- 評議員会議長就任にあたって 11

日本公認会計士協会 相談役（前会長） せきね あいこ 関根 愛子
- 評議員会議長の退任にあたって～監査の透明性向上を契機に～ 13

日本公認会計士協会 相談役 もり きみたか 森 公高
- 委員推薦・評価委員会委員長就任にあたって 15

横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 教授 さいとう しんや 齋藤 真哉
- 適正手続監督委員会委員長就任にあたって 17

神戸大学大学院経営学研究科 教授 すずき かつみ 鈴木 一水
- 基準諮問会議議長の再任にあたって 19

富士通(株) 執行役員常務 ゆあさ かつお 湯浅 一生

2019年6月27日及び7月23日に開催された公益財団法人財務会計基準機構（以下「FASF」という。）の評議員会により、評議員会議長、理事長等が交代することが決定されました。

本特集では、FASFの各組織の長のご挨拶を掲載しています。なお、FASFの各組織の役割は、以下のとおりです。

• 評議員会

評議員会は、FASFの運営が適切に行われているかを監督する機関であり、理事及び監事の選任及び解任、事業計画・予算の承認及び定款の変更等、重要な事項について決議を行う。

• 理事会

理事会は、FASFの業務執行決定機関であり、資金調達及びFASFの運営全般を決定し執行する。また、企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）委員及び委員長の選任、基準諮問会議委員の選任、FASFの事業を適正に推進するためのその他の委員会（委員推薦・評価委員会、適正手続監督委員会、業務推進委員会）委員の選任を行う。

• 委員推薦・評価委員会

その他の委員会の中の一つの委員会であり、ASBJの委員及び委員長の候補者の選考を行い、理事会に推薦を行う。また、ASBJ委員及び委員長の在任中の評価を行い、理事会に報告を行う。理事会においてASBJ委員の選任を行う際には、委員推薦・評価委員会の推薦を基に、審議・選任の決議を行っている。

• 適正手続監督委員会

その他の委員会の中の一つの委員会であり、ASBJが基準開発を行う過程で必要とされるデュー・プロセスが規定（企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則）どおりに行われているかを監視・監督し、その結果を理事会に報告する。

• 基準諮問会議

基準諮問会議は、ASBJの審議テーマ、優先順位等、ASBJの審議・運営に関する事項について審議し、その審議状況等について理事会に報告するとともに、ASBJに提言・報告することを目的としている。ASBJは、基準諮問会議から審議テーマ提言を受けた場合、原則として基準諮問会議の提言を尊重し、審議テーマを決定するとされている。

FASFの組織図については、「FASFからのお知らせ」（本誌137頁）をご覧ください。

理事長就任にあたって

公益財団法人財務会計基準機構
理事長

はやしだ えいじ
林田 英治



1. はじめに

私は、2019年6月28日付で、公益財団法人財務会計基準機構（以下「当財団」という。）の第4代目の理事長に就任いたしました。前任の釜和明前理事長におかれましては、6年の長きにわたり理事長を務められ、深く敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げる次第です。

さて、当財団は、一般に公正妥当と認められる会計基準の調査研究・開発、国際的な会計基準の開発への貢献並びにディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究を行い、もって我が国における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的として、2001年7月に設立されました。周知のとおり、会計基準は、資本市場における重要なインフラストラクチャーであり、昨今の会計基準の国際化の動きと相まって、我が国の会計基準の開発及び国際的な会計基準への貢献を行う当財団の社会的な役割、期待は、ますます高まっているものと思っています。

2. 日本基準の開発

独立の民間機関として当財団内に設置された企業会計基準委員会（ASBJ）は、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るために、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図っており、設立以来、30本の会計基準、31本の適用指針及び38本の実務対応報告を公表しています。

当財団では、ASBJが行う日本基準の開発に関して、基準諮問会議を設けており、市場関係者のニーズを適時に反映すべく、ASBJに対してテーマの提言を行うとともに、ASBJの活動全般に対して提言を行っています。

また、当財団の理事会は、ASBJが日本基準の開発を行ううえで遵守すべき規則として、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」を定めており、理事会のもとに適正手続監督委員会を設置しています。

3. 国際的な会計基準の開発に対する貢献

ASBJは、我が国の意見を国際的な会計基準に反映すべく、国際会計基準審議会（IASB）

を始めとした団体に意見発信を行っています。当財団においても、ASBJの活動を支援すべく「IFRS対応方針協議会」を設置し、市場関係者の意見集約を行っています。

また、当財団では、国際的な会計基準の開発に貢献するために、IFRS財団への資金拠出を行うとともに、人的貢献として、当財団よりIASBにスタッフの派遣を行っているところでもあります。

我が国における国際会計基準の任意適用は200社を超え、国際的な会計基準の開発に対する貢献の重要性はさらに高まっており、今後もより一層、これらの活動の強化を図っていく所存です。

4. 国際的な会計人材の育成

IFRSの任意適用が拡大する中、国際的な会計基準の策定に関与できる人材の育成及び確保は喫緊の課題となっています。

当財団では、ASBJやIASBの活動に直接参加し、意見発信や議論ができる人材を育成することを目的に、2012年に「会計人材開発支援プログラム」を開始し、現在は5期目を実施しています。これまで、同プログラムを受講された方々の中から、ASBJやIASBの活動に参画するなど、多くの人材が輩出されており、今後同プログラムを推進していきます。

また、2017年4月にIFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材及びIFRSに基づく会計監査の実務を担える人材の育成を図るため

に「国際会計人材ネットワーク」を構築し、シンポジウムや少人数での定例会を開催し、国際会計人材として必要な知識の習得や人材育成について議論を行っています。今後も引き続き、同ネットワークを活用して、国際的な会計人材の輩出に努めたいと考えています。

5. ディスクロージャーに関する取り組み

当財団では、ディスクロージャーに係る調査研究の一環として、毎年、「有価証券報告書の作成要領」及び「四半期報告書の作成要領」を作成し、全国各地で解説セミナーを開催しています。また、経理の実務を担って数年の方を対象とした開示実務新任者向けセミナーやWebセミナーも開催しており、当財団の会員のニーズを踏まえた取り組みを進めています。

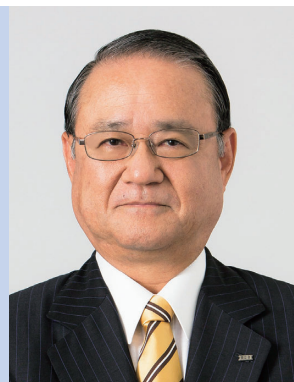
6. おわりに

当財団は、設立から概ね18年が経過し、現在、法人会員3,863法人、個人会員300人(2019年7月31日現在)の皆様にご加入いただいています。当財団及びASBJの活動は、これらの会員の皆様からの会費により賄われており、我が国の資本市場の発展に寄与することを目的に、市場関係者の信認を得られるよう活動を行っていく所存です。皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

理事長退任にあたって

公益財団法人財務会計基準機構
前理事長

かま かずあき
釜 和明



私は、2013年6月に公益財団法人財務会計基準機構（以下「当財団」という。）の理事長に就任しましたが、このたび2019年6月24日の評議員会の終結をもって退任いたしました。この間、当財団の会員の皆様をはじめとした関係者の方々のご協力により、大過なく、理事長としての責務を全うできましたことに心より御礼申し上げます。

在任期間中、我が国の会計基準をめぐって様々な動きがありました。2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、我が国において使用される会計基準の品質向上を図るための方策として、「IFRSの任意適用企業の拡大促進」、「IFRSに関する国際的な意見発信の強化」、「日本基準の高品質化」及び「国際会計人材の育成」が掲げられました。当財団では、市場関係者ととも「IFRS対応方針協議会」を設置し、任意適用の拡大に取り組むとともに、国際的な意見発信の強化のために、市場関係者と意見交換を行い、ワンボイスの意見発信となるよう取り組んできました。私が理事長に就任した2013年6月末においてはIFRSの任意適用企業は約20社でしたが、2019年6月末では210社を超え（適用予定企業も含む）、全上場企業の時価総額に占める割合が35%を超える状況となっています。

当財団内に設置されている企業会計基準委員

会（ASBJ）では、日本基準を高品質で国際的に整合性のとれたものとして維持・向上を図る取組みが進められており、2018年3月には「収益認識に関する会計基準」を公表するなど、多くの成果を挙げています。

また、当財団はASBJとともに、国際会計人材の育成に努めており、2012年に開始した会計人材開発支援プログラムは、現在第5期を実施しているところであり、受講を修了された多くの方が、国内外の会計基準開発に関する組織においてご活躍いただいています。2017年5月には、IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材及びIFRSに基づく会計監査の実務を担える人材等の育成を目的として、「国際会計人材ネットワーク」を組成しており、2019年5月現在で、955名の方にご参加いただいております。

当財団は2001年7月に設立され、18年が経過しましたが、この6年間、会員の皆様の期待に応えるべく、我が国における資本市場及び会計制度の発展のために微力ながら注力してまいりました。改めて、関係者の皆様のこれまでのご支援とご協力に深く感謝いたします。

林田新理事長のもと、当財団及びASBJの今後のますますの発展をお祈りいたします。

評議員会議長 就任にあたって

日本公認会計士協会相談役（前会長）

せきね あいこ
関根 愛子



2019年7月23日に、財務会計基準機構（FASF）の評議員会議長に選任頂きました関根でございます。企業会計基準委員会（ASBJ）の非常勤委員、専門委員、基準諮問会議委員、理事と、FASFに長年関わらせて頂きましたが、今後は評議員会議長として、皆様のご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

FASFは、一般に公正妥当と認められる会計基準の調査研究・開発、国際的な会計基準の開発への貢献並びにディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究を行い、もって我が国における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的として2001年に設立されました。2001年は、国際会計基準（IFRS）を策定する国際会計基準審議会（IASB）が設立された年でもあり、FASF、そして、FASFに設置されたASBJは、IASBを中心とした海外の様々な関係者に我が国の考え方を発信すると共に、IFRSの策定へも大いに貢献されてきました。一般に、日本の関係者が国際的な場でこのような貢献をし続けていくことは、容易なことではなく、相当な苦労が必要であり、これも関係者の皆様方の様々な努力の積み重ねの賜物と、その尽力に敬意を表しております。

ビジネスのグローバル化が進展した今日にお

いては、その活動を映すツールである会計の基準が各国バラバラの状態では、適切な判断が難しいということから生まれたIFRSですが、一口に国際基準といっても、法律、制度、文化、習慣の異なる世界中の様々な国々では、会計処理を行う対象の実態も様々です。会計基準そのものに対する考え方も異なることが多く、我が国で当たり前と思われていることも、他国ではそうではないといった場合も多くあります。

そうした違いをお互いに理解した上で、高品質な国際基準を作り上げていくことが重要であり、そのためには、我が国の考え方を発信するだけでなく、それを理解し、賛同を得ることが必要です。それには、他国の考え方を理解した上で、自らの考え方をベースに最も適切と思われる基準に向けて尽力していくことが重要です。FASF、ASBJは、これまでIFRSに対してこうした尽力を続けてきましたが、こうしたことには大変な努力と時間が必要であり、これからもそれを続けていかなければなりません。そのため、関係者の皆様におかれましては、今後も引き続きのご支援、ご協力を頂ければと思います。

同時に、国内においても、世の中が多様化、複雑化する中、様々なきめ細かい対応も求められています。IFRSを念頭に置きつつも、我が国における制度や実務を踏まえた対応も求めら

れてきています。ASBJは、これまでも、国内基準の開発と国際対応と両面の対応を行ってきましたが、その役割はさらに多様化し、また、重要になってきていると言えるのではないかと思います。

会計基準は、企業の活動実態を表すための重要なツールであり、一定の普遍性が必要であると同時に、企業を取り巻く環境、社会の変化を踏まえた企業活動の変化にあわせて変化していく必要もあります。グローバル化や多様化が進むと共に世の中の変化が激しい現在、国内外の様々な意見を調整しつつ高品質な会計基準を策定していくことは様々な困難が伴うことと思いますが、適切な対応をし続ける組織であり続けるよう、関係者の皆様のご協力、ご支援を重ねてお願いいたします。

評議員会議長の退任にあたって ～監査の透明性向上を契機に～

(前) 公益財団法人財務会計基準機構 評議員会議長
日本公認会計士協会相談役

もり きみたか
森 公高



はじめに

財務会計基準機構（以下、FASF）には、2013年に理事に就任し、その後、2016年に評議員会議長を拝命し、本年の退任まで6年間、その運営に関与してきました。FASFは、我が国における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的とし、実施する事業を通じてその役割を果たしていますが、同時に個々の企業の説明責任や透明性確保といった健全な企業統治に資する役割も担っていると認識しています。

我が国における企業統治強化策として、2015年に「コーポレートガバナンス・コード」（以下、CGC）が公表され、その適用が進み、上場企業の透明性向上は着実に進んでいるといつてよいでしょう。また、機関投資家が受託責任を果たす行動原則としての「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》（以下、SSC）は、CGCに先んじて2014年に公表され、機関投資家の受入れが着実に進み、機関投資家のステュワードシップ活動の透明性に資するものとなっています。CGCとSSCは車の両輪として、企業と投資家の建設的な対話を通じて、企業の持続的な成長と中長期的な価値向上に資することを使命とし

ていますが、両者の透明性向上を促進し、資本市場の健全性、活性化に貢献しているといえるのではないのでしょうか。

一方、資本市場のステークホルダーであり、情報の信頼性を支える監査について、今日の透明性や説明責任を重視する経済社会の在り方の中では自然な流れですが、企業や機関投資家と同様に、透明性が求められることになりました。監査の透明性は、監査を行う主体である監査法人の透明性と監査業務自体の透明性が求められています。すでに導入されている国もありますが、我が国では、監査強化の一環として検討され、導入に至っています。

監査法人の透明性

監査法人の透明性については、「監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》」（以下、原則）が2017年3月に公表されました。大手監査法人を念頭に策定されたものですが、それ以外の監査法人は自動的に適用することを妨げないとされています。監査法人のガバナンスについては、監査品質の確保や組織運営の透明性・実効性等、各監査法人は公認会計士法や監査基準等の下で各自工夫をし、これまでも常時、向上に努めていると認

識していますが、原則ができたことにより、監査法人の役割、組織体制や業務運営等について、外部からの理解も容易になり、比較可能性も担保され、透明性が大幅に向上するものと期待できます。また、監査法人自らの経営力の強化にも資するものといえるでしょう。特に重要なのは、資本市場において、監査法人が情報の信頼性確保を担うことを主要な役割としていることを明確にし、監査法人には、公益の視点での体制整備、業務運営が求められ、そして、外の目（独立・社外）を活かし、透明性を確保することが求められることです。各監査法人は原則に照らし、組織体制、業務運営の再点検が進められていると思量します。監査法人の機関設計は、公認会計士法によりパートナーシップ制度であり、株式会社と異なる組織形態、ガバナンスであるため、一般に理解しづらい面がありました。今後、理解が進むことを期待します。

監査業務の透明性

次に、監査業務自体の透明化ですが、この検討は、監査報告書の透明化として進められました。従来の監査意見に加え、「監査上の主要な検討事項」、いわゆる Key Audit Matters（以下、KAM）を監査報告書に記載するものです。国際的には先行している国もありますが、国際会計士連盟の基準設定機関である国際監査・保証基準審議会が、国際監査基準 701「Communicating Key Audit Matters in the Independent Auditor's Report」を公表し、2016年12月16日以降終了事業年度から適用され、各国ではその対応を進めているところです。我が国では、金融庁企業会計審議会で検討され、2017年7月5日に「監査基準の改定に関する意見書」が公表され、2021年3月決算から適用となりますが、2020年3月決算から

の早期適用が認められています。KAMは、当年度の財務諸表の監査の過程において、監査役等と協議した事項のうち、特に注意を払い、職業的専門家として特に重要と判断した事項であり、その決定理由及び監査における対応を監査報告書に記載することになります。KAMは、監査人が職業専門家として正当な注意を払って決定した事項であれば、守秘義務解除の正当な理由になります。一方、この情報は、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を判断する上で、重要な情報であり、企業の開示情報である、リスク情報やいわゆる MD&A との関係、整合性も課題として上がってくることでしょう。企業の情報開示におけるリスク・マネジメントとしてとらえる企業も出てくるのではないのでしょうか。実務を進めるにあたって、開示情報の作成者である経営者、監視機能である監査役等、そして外部監査を行う監査法人・監査チーム等、関係者の十分なコミュニケーションが求められます。

おわりに

資本市場の活性化には、資本市場の公正性、信頼性が前提であり、適正な情報開示はその基礎となります。適正な情報開示には、開示すべき有用な情報とは何かの検討、そしてその基準の開発が必要であり、FASFの役割はますます大きくなるでしょう。そして、情報開示を行う企業、開示情報の信頼性を担保する外部監査人、開示情報を利用する機関投資家等、各々自らが透明性を保持し、それを示すことが求められます。

監査の透明性向上の施策を契機に、FASFをはじめ、資本市場関係者が協力して、公正な、信頼ある資本市場を育成し、発展に寄与していくことを強く期待します。

委員推薦・評価委員会 委員長就任にあたって

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究院

教授

さいとう しんや
齋藤 真哉



企業会計基準委員会（ASBJ）の主たる職務として、会計基準及びその実務上の取扱いに関する指針の開発、並びに国際的な会計基準開発への意見発信に関する審議が挙げられます。会計情報の作成基準となる会計基準には、ディスクロージャー制度を支える社会的規範としての役割が求められています。会計基準が社会的規範として機能するためには、それが社会的合意に基づいて、社会一般に受け入れられなければなりません。そして社会一般に受け入れられるためには、会計基準そのものの妥当性や合理性が明らかにされる必要があることは自明ですが、会計基準が、特定の利害関係者のみに利用することなく、公正にして、中立的であることも不可欠な要素となります。加えて社会的規範たる会計基準には、変化に伴うコストを削減する観点から、一般に一定程度の持続性が期待されており、会計制度のなかでの安定的均衡が求められているところです。

そこでASBJ委員に求められる主要な資質は、会計に関する専門的能力や知見を有していること（専門性）ですが、特定の業界や団体等の利益に偏ることなく、特定の利害関係者から独立した立場で業務を遂行すること（独立性）が求められます。ASBJ委員に対して、その業務遂行にあたって誠実であることや公正であることが求められるとともに、独立性が求

められるのは、いわば社会的規範としての会計基準の開発・審議等に関わるためです。

さらに、基準が社会に受け入れられるためには、その開発設定に係るデュー・プロセスが重要であるとともに、会計基準の開発審議を行う組織であるASBJそのものの構成についても、社会一般に受け入れられるために独立性及び公平性の確保を図ることが重要となります。そこで、ASBJ委員の選任手続きについて透明性の確保を図ることにより、その独立性と公平性を示すことが求められていると思われます。

そうした透明性を確保するために、定款第65条の2に基づいて理事会により設置されているのが、委員推薦・評価委員会です。ASBJ委員及び委員長は、理事会にて選任されますが、委員推薦・評価委員会は、理事会の要請に応じて、ASBJ委員及び委員長の候補者の選考を行い、理事会に推薦する職務を負っています。またASBJ委員及び委員長が再任される際には、その在任中の評価を行い、理事会に報告することも、その職務に含まれています。委員推薦・評価委員会の委員は、理事会にて選任されますが、私も含めた現在5名の委員は、同一業界関係者等に偏ることなく、財務諸表作成者及び利用者、監査人、学識経験者等からといったように、バランスのとれた構成が確保されております。

委員推薦・評価委員会委員長の就任にあたり、ASBJ 委員及び委員長について透明性のある推薦評価を行うことで、会計基準が公正にして中立な立場で開発審議されていることを確保しなければならないという重責を強く感じております。委員各位のご協力を得ながら、また関係各位のご意見等を承りながら、委員推薦・評価委員会の存在目的に資するために尽力致したいと存じます。

適正手続監督委員会 委員長就任にあたって

神戸大学大学院経営学研究科 教授 **鈴木 一水**
すずき かずみ



このたび、適正手続監督委員会委員長に就任いたしました。就任にあたり、この委員会のあり方についての私の考えを述べさせていただきます。

適正手続監督委員会規則2条によると、適正手続監督委員会は、企業会計基準委員会(ASBJ)による企業会計基準等の開発において必要とされるデュー・プロセスすなわち適正手続が規定通りに行われることを監視・監督し、その結果を理事会に報告することを任務とします。財務諸表等規則1条3項などは、企業会計の基準についての調査研究および作成を業として行う団体であって一定の要件を満たすものが作成および公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続のもとに作成および公表が行われたものと認められ、一般に公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとしています。そして、この定めをする場合には、内容が明確なものとして基準案があらかじめ広く周知され、関係者間で適切な議論がなされており、多数の関係者が当該基準案を経済実態に適合した合理的な内容と評価し、一般に公正妥当な企業会計の基準として受け入れられる程度にまで至るような手続を経て作成および公表が行われたものかどうかを

確認するものとされています(財務諸表等規則ガイドライン1-3(1))。このような確認に耐えられる企業会計基準等の開発の過程を保証することが、適正手続監督委員会の役割になります。

企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則(以下「適正手続規則」という。)によると、ASBJは、次の過程を経て企業会計基準等を開発することになっています。

① 審議テーマの決定

基準諮問会議から受けた審議テーマおよびその優先順位等についての提言を尊重して審議テーマを決定するほか、緊急性がある場合などは独自に審議テーマを決めることができます。

② 調査・審議

ASBJおよび専門委員会の議事は、原則として公開されます。企業会計基準等、それらに関する公開草案および論点整理の公表に関しては、委員の5分の3以上の多数をもって決議することになっています。企業会計基準の公表に際しては、議決に反対した委員の反対理由も記載することになっています。

③ 公開草案等の公表

資本市場関係者の意見を十分かつ適切に聴取するために、重要性が乏しい場合を除いて、公開草案を公表し、広く一般からの意見を募集す

ることになっています。必要に応じて、公開草案に先立ち論点整理を公表し意見の募集を行うこともあります。寄せられた意見は公表されるとともに、ASBJが適時に検討を行い、その結果もまた公表します。

④ 適用後レビュー

重要と認められる新規の企業会計基準等の開発および既存の企業会計基準等の改正を行ったときは、投資家、財務諸表作成者および監査人に与えた影響を評価するために適用後レビューを実施します。適用後レビューの結果によっては、企業会計基準等の改正を行うこともあります。

⑤ 適正手続監督委員会への報告

重要と認められる企業会計基準等の公表または改正の都度、あるいは適用後レビューの計画または実施の都度、適正手続監督委員会に対して、適正手続規則の遵守状況を報告するほか、原則として年1回、対象年度における適正手続規則の遵守状況の総括を報告することになっています。

会計基準の設定が、その経済的影響を受ける会計情報の作成者、利用者および監査人といったさまざまな資本市場関係によって関心を持たれるようになって以来、会計基準開発における議論は、単なる会計技術の精緻化にとどまら

ず、会計基準の経済的影響も考慮に入れたものになっています。基準開発は、会計の原理原則を維持しながら、立場の異なる関係者の利害を調整する過程となっているのです。こうした過程を経て開発された会計基準が有効であるとともに社会からの信頼を得るためには、多様な関係者が基準開発に参加し、適正な手続を踏んで合意を形成することが、必要不可欠です。このような基準開発の過程を監視・監督して、会計基準に有効性と信頼性を与えることこそが、適正手続監督委員会の使命であると考えています。

この使命をまっとうするためには、適正手続規則への単なる形式的な準拠の監視のみならず、基準等案が経済実態に適合した合理的な内容と評価され受け入れられる程度に実質的に至っているかまで検討する必要があります。そのためには、審議テーマの決定および適用後レビューの実施対象や適正手続の遵守状況の報告対象の選択の背景と経緯、さらにもし公開されなかった議事、論点整理および公開草案がある場合にはその理由にも留意すべきと考えます。こうした姿勢で、企業会計基準等の有効性と信頼性の確保に貢献すべく努力する所存です。よろしくご意見申し上げます。

基準諮問会議議長の 再任にあたって

富士通(株) 執行役員常務 ゆあさ かづお
湯浅 一生



2017年4月より、公益財団法人財務会計基準機構（以下「FASF」という。）の基準諮問会議の議長に就任し、2019年4月に再任された湯浅一生でございます。

基準諮問会議は、企業会計基準委員会（ASBJ）の審議テーマやASBJの審議・運営に関する事項について審議し、ASBJに対して新規のテーマの提言や審議・運営についてアドバイスを行っています。本会議は2007年に、それまでFASFに設置されていたテーマ協議会とアドバイザー制度を統合する形で発足したもので、現在は、財務諸表の利用者、作成者、監査人及び学識経験者19名の委員で構成されています。1年に3回の頻度で開催され、毎回活発な意見交換が行われています。2012年7月に開催された基準諮問会議からは、市場関係者からの新たなテーマの提案を受け、審議の上でASBJに提言する仕組みが構築されています。2019年7月までの5年間で、44の新規テーマの提案がなされ、基準諮問会議での審議を経て19のテーマをASBJに提言しています。

我が国の会計基準については、高品質で国際的に整合性のあるものとしてASBJによって維持・向上が図られています。一方、急速なデジタル化の進展や社会情勢の変化などを反映して、会計基準に対する市場関係者のニーズは高まっています。これまでの基準諮問会議からASBJへの提言も、資金決済法における仮想通

貨の取扱い、リスク分担型企業年金、公共施設等運営事業（PFI）の会計処理など、そのときの時宜にかなったものとなっています。

基準諮問会議の運営は、委員からの様々な意見をもとに議論を尽くし、多数決ではなく、コンセンサスをベースとして意思決定を行います。このため、ときには財務諸表の利用者や作成者の意見が鋭く対立し、コンセンサスを得るのに時間がかかることがあります。たとえば、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実について、日本公認会計士協会及び日本証券アナリスト協会から提案がありましたが、テーマの提案がなされてからASBJに提言するまでに2年半かかりました。ややスピード感に欠けるとのご指摘をいただくこともありますが、重要なテーマであるほど慎重に審議を行い、市場関係者のコンセンサスを積み上げていくことが、結果的には重みをもった提言をASBJに対して行うことが可能となるように思います。

資本市場のインフラである会計基準の開発を行うASBJの役割は非常に重要なものであり、そのASBJに新規テーマの提言あるいは、ASBJの審議・運営に関してアドバイスを行うという基準諮問会議の責務は重いと認識しています。今後とも皆様のご理解・ご協力を得られるよう、微力を尽くす所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。